

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正について

1 報告の経緯

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）の一部改正に伴い、関係規定を整理するため知事が保有する行政文書の管理に関する規則を令和２年３月３１日に改正。

今回の改正は行政文書ファイル等の分類の変更ではなく、形式的な変更であることから、今回の委員会に事後報告するものである。

2 改正の概要

地方公務員法の一部改正に伴う関係規定の整理を行った。

- (１) 令和２年３月３１日改正、４月１日施行
会計年度任用職員制度創設に伴う別表の改正

3 改正点

別添「知事が保有する行政文書の管理に関する規則新旧対照表」のとおり 資料４－２

※制度改正に伴う臨時・非常勤職員の名称変更に対応したもので主なものは以下の変更です。

○臨時職員⇒臨時的任用職員、非常勤嘱託職員⇒非常勤職員 他